

1 事業名

所沢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定

2 事業の概要

子ども・子育て支援法の改正により、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）に係る新たな給付制度として、乳児等のための支援給付が創設される。給付に当たっては、本事業を実施する事業者について市が確認を行う必要があることから、その確認基準について、国が定める基準をもとに、本条例を定めるものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例を制定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

・パブリックコメント手続

実施期間 令和7年12月5日から令和8年1月5日まで

意見提出者数 1名

意見数 1件

5 関係法令、基本計画との整合性

子ども・子育て支援法、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

なし